



# 島根県報

平成26年7月29日（火）

第2,618号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

災害援護資金に係る貸付金貸付要綱の一部改正	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	4
国土調査の指定	（用 地 対 策 課）	4
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	4
土砂災害警戒区域の指定の解除（6件）	（       "       ）	5

### 【特定調達公告】

平成26年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	7
-----------------------------	-------------	---

### 【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
---------------------------	-----------	---

### 【正 誤】

平成26年4月30日付け島根県報第2,592号中	（砂 防 課）	10
--------------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第429号**

災害援護資金に係る貸付金貸付要綱（昭和58年島根県告示第1162号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第8条中「3.4パーセント」を「5パーセント」に改める。

第9条第1項中「毎年度の決算終了後速やかに」を「毎年4月5日までに」に改める。

**附 則**

この告示は、平成26年7月29日から施行し、同日以後に災害援護資金に係る貸付金貸付要綱第2条の規定による貸付申請書の提出があった貸付金から適用する。

**島根県告示第430号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 壽生会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設寿生苑 訪問リハビリテーション	島根県出雲市上塩冶町2862番地1	平成26年7月23日
	介護予防訪問リハビリテーション			

**島根県告示第431号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人医療心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136-2	精神通院医療	平成26年7月1日
自然治癒力活性全人医療心療漢方内科横田スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1010-3	精神通院医療	平成26年7月1日

**島根県告示第432号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があ

つたので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地  
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2  
仲井 邦義 安来市利弘町516番地  
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地  
奈良井道生 安来市安来町124番地 5  
大櫃 和則 安来市東赤江町338番地  
永田 正満 安来市赤江町557番地  
金山 昇 安来市荒島町1102番地  
中村 健二 安来市飯梨町309番地  
田中 武夫 安来市清井町632番地  
佐伯 誠一 安来市島田町352番地 6  
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地  
堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6  
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2  
船越 健記 安来市伯太町安田中486番地  
佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地  
山本 智明 安来市伯太町峠之内369番地

監事

中嶋 登 安来市清瀬町145番地  
永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3  
渡部 誠 安来市飯島町597番地  
山岡 英樹 安来市伯太町峠之内51番地

2 就任年月日

平成26年7月2日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地  
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2  
仲井 邦義 安来市利弘町516番地  
原田 義久 安来市植田町907番地  
木戸 芳己 安来市安来町452番地  
大櫃 和則 安来市東赤江町338番地  
加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地 1  
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地  
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地  
河津 幸栄 安来市宇賀荘町1068番地

佐伯 誠一 安来市島田町352番地 6  
 岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地  
 荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地  
 小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2  
 井上 峯雄 安来市伯太町安田538番地  
 吉川 孝 安来市伯太町西母里1560番地 2  
 皆尾 篤 安来市伯太町井尻131番地

## 監事

田邊 博理 安来市広瀬町東比田1030番地  
 小枝 稔 安来市吉佐町292番地  
 林 有一 安来市下吉田町99番地  
 小松原勝之 安来市伯太町東母里96番地 1

## 島根県告示第433号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成22年島根県告示第468号による保険に付すべき義務は、平成26年7月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区

## 島根県告示第434号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成26年7月17日	津和野町	森野坂地区	告示の日から平成29年3月31日まで

## 島根県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊

中曽野A、吹野A、吹野B、喜時雨B、徳次D、名賀A、高峯A、添谷M、富田A、溪村A、栄町上、日原、日原  
中学校A、円の谷A、須郷、下横道1

(2) 土石流

中曽野A、中曽野B、吹野A、吹野B、中川D、中川E、長福A、長福B、豊稔A、豊稔B、宗田谷川A、中曽野  
C、吹野C、吹野D、吹野E、山下A、山下B、山下C、畑川支川、田二穂B、名賀A、名賀B、邑輝A、高峰A、  
邑輝B、邑輝C、田代②、名賀C、寺田A、和田谷、二俣川A、舟板谷、富田A、宮ノ下川、大畠A、瀧谷A、瀧谷  
B、日浦A、瀧谷C、軍場谷、一ノ谷川、一ノ谷A、軍場谷支川A、軍場谷支川B、古屋敷谷川A、古屋敷谷川B

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般  
の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成19年島根県告示第363号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

手結A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第766号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

滝谷川

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

---

**島根県告示第438号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成25年島根県告示第733号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称  
土石流  
大井H
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

**島根県告示第439号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成20年島根県告示第111号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊  
渦巻、上口A、上口B、甘南備寺谷、下の原B、和田A
  - (2) 土石流  
渦巻①ノ谷、渦巻谷川、上口①ノ谷、上口③ノ谷、上口④ノ谷、甘南備寺川、小谷川、浜田屋谷川、平野①ノ谷、妙楽寺谷川、養路谷川A、養路谷川B、和田①ノ谷
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

**島根県告示第440号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成26年島根県告示第247号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

- (1) 急傾斜地の崩壊  
嘉久志
- (2) 土石流  
山田屋谷川
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

#### 島根県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第397号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称  
急傾斜地の崩壊  
喜時雨B、栄町上、徳次D、日原
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
  - (1) 除雪トラック（7 t級、4×4）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事務所
  - (2) 小型除雪ドーザ（4 t級、アングリングブラウ）、1台、益田県土整備事務所
  - (3) 小型ロータリー除雪車（1.3m級）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
  - (4) 小型ロータリー除雪車（1.0m級）、1台、県央県土整備事務所
  - (5) 除雪ドーザ（18 t級）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
  - (6) 除雪ドーザ（11 t級）、1台、雲南県土整備事務所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日  
1 (1)、(2)、(3)、(5)及び(6)：平成26年7月3日

1(4) : 平成26年 7 月 7 日

4 落札者の氏名及び住所

1(1) : UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 安田 儒史 島根県出雲市神門町823番地 1

1(2)から(5)まで : 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(6) : コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 沼田 博 島根県松江市東津田町1266番地 1

5 落札金額

1(1) : 23,760,000円

1(2) : 5,389,200円

1(3) : 16,038,000円

1(4) : 7,624,800円

1(5) : 20,628,000円

1(6) : 14,256,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成26年 6 月 13 日

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第87号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成26年 7 月 29 日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務 1 級	学科試験	平成26年12月10日（水）午前9時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成27年 1 月 28 日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	平成26年12月10日（水）午前9時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成27年 1 月 14 日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> </ul>

	○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。

## (2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する こと。

## 4 受検資格

## (1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法  
第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を  
受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成 26 年 10 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受  
け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当  
該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートル  
のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根  
県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明す  
る書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当するものにあつては、2 級検定に係る合格証

明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

**正**

**誤**

平成26年4月30日付け島根県報第2,592号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第298号中	清見川B	清見町B
6	島根県告示第299号中	清見川B	清見町B